

# 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者及び指定事業者に対する行政処分について

〔令和7年12月18日  
旭川市福祉保険部指導監査課〕

## 1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定事業者である株式会社里日和に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条1項第5号及び第115条の45の9第3号の規定に基づく行政処分を令和7年12月18日に行いました。

## 2 対象事業者等

### (1) 対象事業者

法人名： 株式会社里日和  
代表者名： 代表取締役 伊賀 明美  
所在地： 旭川市東光4条8丁目5番16号

### (2) 対象事業所

事業所名： 訪問介護ステーション里日和  
所在地： 旭川市東旭川北1条5丁目9番12号  
サービス種類： 訪問介護及び指定相当訪問型サービス  
指定年月日： (訪問介護) 平成27年5月 1日  
(指定相当訪問型サービス) 平成27年5月 1日

## 3 処分内容

指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止） 6月（令和8年1月1日から令和8年6月30日まで）

サービス種類： 訪問介護及び指定相当訪問型サービス

根拠法令： 介護保険法第77条1項第3号及び第115条の45の9第6号

## 4 処分の理由

### (1) 訪問介護

次の事項について、当該事業所において人員基準違反があったと認定する。

ア 少なくとも、令和7年3月以降において、訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5人に満たない状態で訪問介護の運営を行った。

なお、このことについては令和7年3月21日からこれまでの間複数回にわたり口頭にて指導を行ってきたところであるが改善されなかった。

イ 当該事業所のサービス提供責任者は、当該事業所と同一敷地内にある住宅型有料老人ホーム里日和の介護職員の職務を兼務しており、常勤専従のサービス提供責任者を配置していない状態で訪問介護の運営を行った。

### (2) 指定相当訪問型サービス

一体的に運営を行っている指定訪問介護事業所において、法令に違反する行為（人員基準違反）が行われた。